



原子力災害対策特別措置法による枠組み

原子力災害については、その特殊性から国が果たすべき役割と責任は自然災害と比べて大きく、また、具体的な措置に際しては原因者である原子力事業者の責任ある対応が必要です。このことから、災害対策基本法その他法令と相まって原子力災害対策の強化を図るため「原子力災害対策特別措置法」が施行されており、その枠組みは次のとおりとなっています。



初期動作の迅速化

- 原子力事業者からの異常事態の通報の義務付け
- 所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置
- 県及び市町村の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示



国、地方公共団体の連携強化

- 政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置
- 国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同対策協議会」をオフサイトセンターに設置
- 総合防災訓練の実施



国の体制強化

- 国の原子力防災専門官を法的に位置付け。原子力発電所の所在する地域に常駐させ、中核的役割を担う
- 国の原子力災害対策本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示

- 国の原子力災害対策本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定
- 原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置付けの付与
- 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保



事業者責務の確保

- 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務付け
- 通報義務の明確化
- 事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化
- 事業者は防災組織を設置し、災害応急措置を実施
- 事業者に原子力防災管理者をおく

